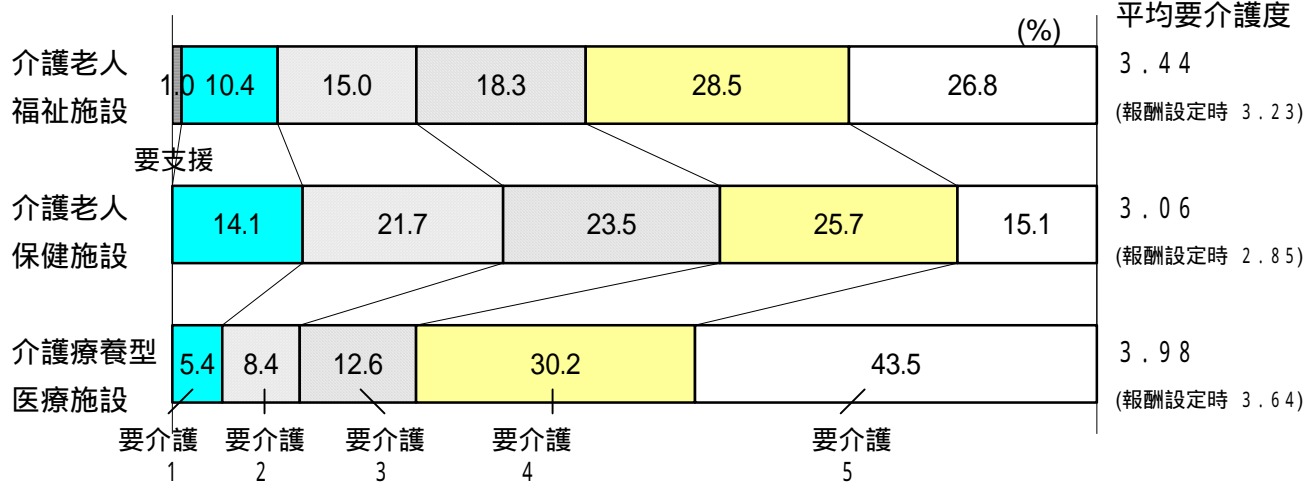


3 参考資料

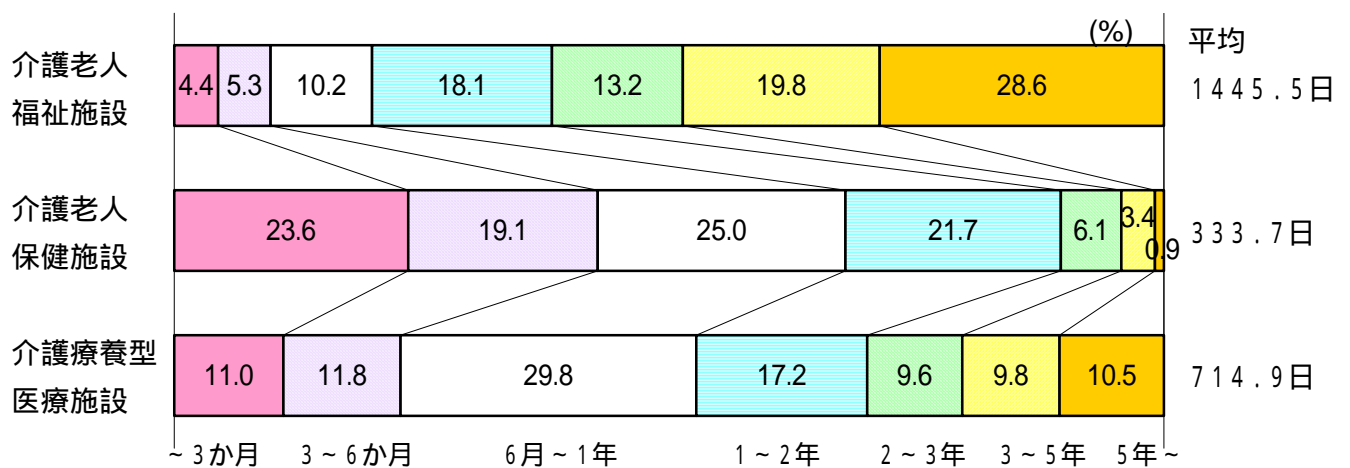
介護保険施設の比較

要介護度の分布

(介護給付費実態調査 平成13年5月審査分)

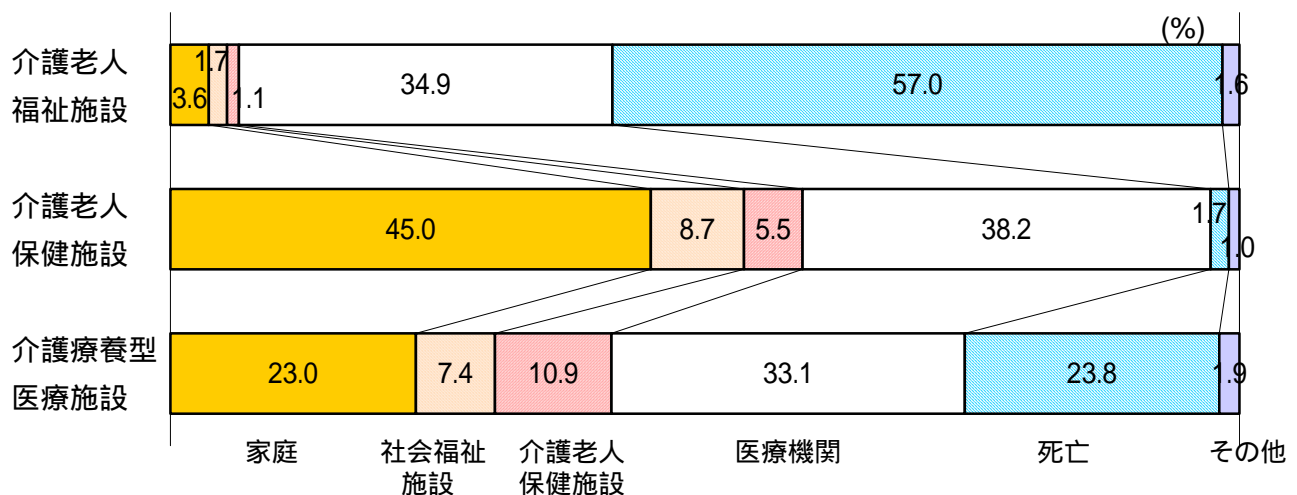


入所者(入院患者)の在所(院)期間の分布(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)



退所者(退院患者)の行き先

(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)



介護老人保健施設入所者についての診療報酬

介護老人保健施設入所者に対する医療についての診療報酬は、老人医科診療報酬点数表の第3章に定められています。

- (1)併設保険医療機関では、①施設入所者自己腹膜灌流薬剤料、②施設入所者材料料、③その他の診療料（下表）を算定できます。
- (2)併設保険医療機関以外の保険医療機関では、①施設入所者共同指導料（入所者の退所後の担当医が施設に赴き、施設の医師と共同で指導を行ったとき）、②施設入所者自己腹膜灌流薬剤料、③施設入所者材料料、④その他の診療料（下表）を算定できます。

項 目	小 項 目	併設保険医療機関	そ の 他
基本診療料	初診料 再診料 外来診療料	算定不可 算定不可 算定不可	算定可 算定可 算定可
特掲診療料			
指導管理等	寝たきり老人退院時共同指導料 診療情報提供料（B） その他のもの	算定不可 算定不可 算定不可	算定可 算定可 算定不可
在宅医療	往診料 その他のもの	算定不可 算定不可	算定可 算定不可
検査	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
画像診断		算定可	算定可
投薬	抗悪性腫瘍剤 その他のもの	算定可 算定不可	算定可 算定不可
注射	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定可 算定不可	算定可 算定不可
リハビリテーション	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
精神科専門療法		算定不可	算定不可
処置	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
手術	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
麻酔	厚生大臣が定めるもの その他のもの	算定不可 算定可	算定不可 算定可
放射線治療		算定可	算定可

(注) 老人診療報酬点数表の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月17日・老健第50号）・別紙2。なお、厚生大臣が定めるものは、老人特掲診療料の施設基準等（平成12年3月17日・厚生省告示第79号）第十二及び別表第三により規定されているものである。（→次頁）